

平成25年度人にやさしい街づくり推進に関する取組施策について（案）

昨年度の推進委員会で照会しました、人にやさしい街づくり施策について、今年度はその中から以下の3施策について具体的に取組を実施していくことを考えております。

1. 「人にやさしい街づくりアドバイザー」制度の拡充について、2. 「愛知県 人にやさしい街づくり 望ましい整備指針」の一部改正について、3. 事業者・建築士向け講習会の実施についてです。

1. 「人にやさしい街づくりアドバイザー」制度の拡充について

■ 基本施策

県民向けの普及活動の充実

■ 具体施策

「人にやさしい街づくりアドバイザー」制度の拡充

■ 「人にやさしい街づくりアドバイザー」とは

人にやさしい街づくりの推進に関する条例第7条で、「人にやさしい街づくりに関する県民及び事業者の理解を深めるよう教育活動、広報活動等を推進すること」を規定しており、人にやさしい街づくりを直接担う人、あるいは指導・支援する人を育成するために、平成7年度から連続講座を開催し、受講修了者については希望により、「人にやさしい街づくりアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）としての登録を行ってきました。現在も県内各地で「人にやさしい街づくり」の普及啓発活動や市町村事業等への技術的支援等を自主的・主体的に展開しています。

■ 現状と課題

平成24年3月末時点で921名の方が登録されていますが、連続講座が委託料の削減等により、平成22年度をもって終了しました。よって、新規に「アドバイザー」が登録されないため、人にやさしい街づくりの普及及び啓発活動が滞ることが想定されます。特に、今後若年層の「アドバイザー」について存在しない状況となるため、その拡充が必要不可欠となってきます。

■ 「アドバイザー」の登録制度について

以前のような、愛知県が主体の連続講座を開催することは難しいことから、法人・団体等がある一定水準以上の講習会の受講修了者を、県の「アドバイザー」として登録する「人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習会実施要綱」を定めます。

県はその講習会が指定基準に合致しているか否かを審査し、基準に合っていれば、その講習会を「アドバイザー講習会」として指定します。

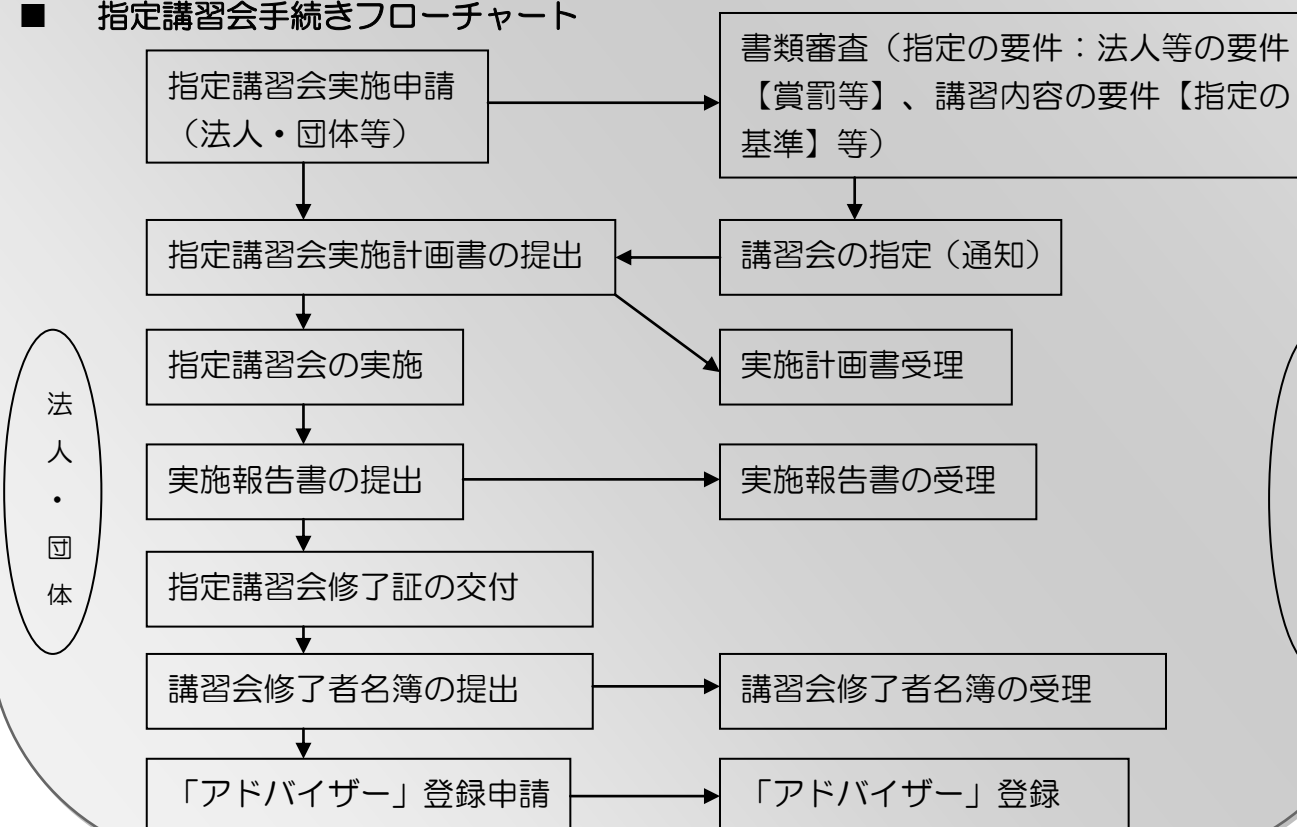
その講習会の受講修了証をもって、希望者において「アドバイザー」登録を行い、拡充を図っていきます。

■ 「アドバイザー」講習会の指定基準について（案）

平成22年度まで実施されていた連続講座のカリキュラムをもとに、以下のとおり、「アドバイザー」講習内容を定めることとする。

- ①講習会の企画、開催準備、講師選考等講習会の運営を行う。
- ②受講対象者は、18歳以上
- ③講習会は、全10回以上（4時間以上/回） 少なくとも8回以上受講のこと
 - ・バリアフリー・街づくりに関する各分野における専門家からの講義及び事例に関する講義（行政、建築設計、都市計画、交通、保健医療、福祉等）
 - ・障害当事者からの講義（ex.車いす、視覚障害、聴覚障害等）
 - ・車いす体験を実施する。
 - ・発表会の開催
 - ・その他「アドバイザー」登録に必要な講義等
- ④各講義についてのレポート提出
 - ・講習会終了時における提案レポートの作成

■ 指定講習会手続きフローチャート



2. 愛知県「人にやさしい街づくり 望ましい整備指針」の一部改正について

■ 基本施策

人にやさしい街づくり望ましい整備指針（以下「望ましい整備指針」という。）による施設整備の促進

■ 具体施策

「望ましい整備指針」の一部改正

■ 人にやさしい街づくり 望ましい整備指針とは

条例第11条では、整備基準を定め、特定施設の遵守義務を求めているのに加えて、知事はより円滑に利用できるための基準を定めることができます。これに基づいて、愛知県では高齢者、障害者等が、より円滑に施設を利用できるようにするため、平成20年1月に「望ましい整備指針」を策定しました。

整備基準の特徴としましては、以下の3つのです。

- 1 多様性—多様な意見を反映し、身体的状況等に対応した措置を示しています
 - 2 柔軟性—必要な措置を選択することができます
 - 3 発展性—技術開発の進展等に対応し、内容を発展させていくことができます
- 整備の考え方を、2つの「基本事項」、5つの「視点」、2つの「配慮」といったポイントで提示しています。

- 1 整備にあたっての2つの基本事項
 - ・高齢者による機能低下、障害者等への十分な理解
 - ・配慮内容についての適切な段階での検討
- 2 整備にあたっての5つの視点
 - ・共用できる空間づくり
 - ・複数の手段が用意された空間づくり
 - ・分かりやすい空間づくり
 - ・使いやすい空間づくり
 - ・安全な空間づくり
- 3 施設運営に向けての2つの配慮
 - ・ソフト対応についての運営者との調整
 - ・運営者への配慮事項の伝達

■ 現状と課題

平成20年に作成されてから5年が経過しました。また、昨年7月に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）が改訂されたことによる見直しも必要になってきています。

更に、昨年度「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則」の改正の際に委託業務を行い、その中で実施しました有識者会議や各種アンケート及び規則改正のパブ

リックコメントにおいて、いただいた意見・要望について、整備基準改正に反映されなかったものについて、どこまで「望ましい整備指針」に反映させるのかも検討していく必要があります。

■ 望ましい整備指針の改正方針について

「望ましい整備指針」の一部改正に向けて、以下の観点から改訂案を検討し作成していくこととする。

①アンケートの実施

庁内各課室及び市町村並びに障害者等及び人街関係団体にアンケートを実施し、現状の「望ましい整備指針」における課題及び意見・要望を把握する。

②「建築設計標準」における改正点に基づき、望ましい整備指針を整理する。

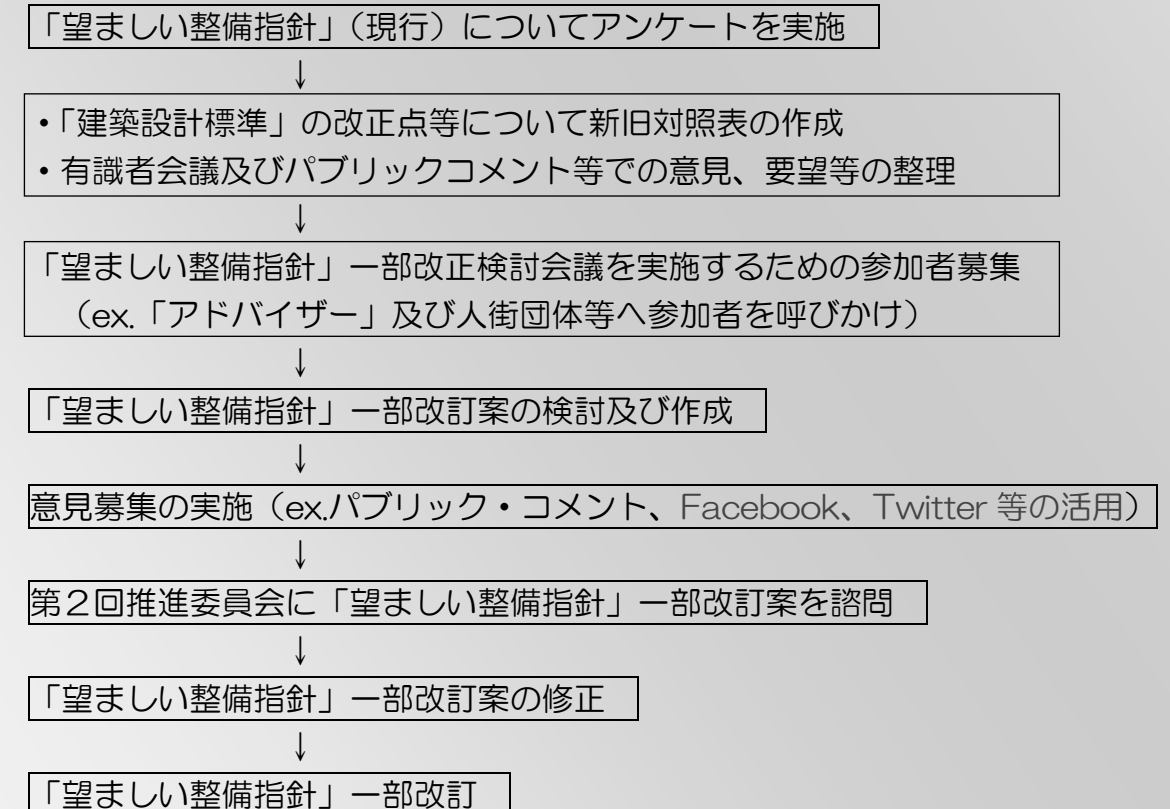
③有識者会議での意見等

昨年度条例施行規則改正の際に実施しました有識者会議（2回開催）においていただいた意見・要望等について整理する。

④昨年度のパブリックコメント等

昨年度実施しました各種アンケート及び規則改正のパブリックコメントにおいていただいた意見・要望について整理する。

■ 望ましい整備指針の一部改正フローチャート



3. 「人にやさしい街づくり」講習会の実施について

■ 基本施策

事業者、専門家への啓発活動の充実

■ 具体施策

建築士向け講習会の実施

■ 講習会の開催

愛知県「人にやさしい街づくり」解説書（改訂三版）をもとに、6～7月の間で、県内5か所（名古屋2回、一宮、刈谷、豊橋）において建築士向け講習会を開催します。

主催は、（公社）愛知建築士会及び（公社）愛知県建築士事務所協会、講師は住宅計画課職員が行います。

ここしばらく、人にやさしい街づくり条例講習会は開催されていないこともあり、今回の条例施行規則の改正部分以外にも、整備基準全般についての逐条解説も行います。

また、人にやさしい街づくり賞の大賞を受賞しました施設について、その設計担当者から、人にやさしい街づくりに対する措置及び高齢者・障害者等への配慮、利用者の意見反映等について具体的事例を交えて説明をしていただきます。

この講習会により、事業者、専門家への啓発活動の充実を図るとともに、整備計画適合率の向上を目指します。

※ 愛知県「人にやさしい街づくり」解説書（改訂三版）

本書は、条例や整備基準の解説書として、施設を整備する事業者や建設関係者の方々に「人にやさしい街づくり」の取組みを進めていただくため、幅広くご活用いただいています。平成7年に初版、平成17年に改訂二版を発行しましたが、この度、バリアフリー法の公布、建築設計標準の改訂、整備基準の改正に伴って、改訂三版として6月に発行します。

改訂にあたっては、これまでのさまざまな蓄積の中から参考事例の写真を掲載し、また参考図集・資料及びQ&Aも見直しを行うなど一層充実した内容となっています。事業者や設計者の方々に、より有効に活用いただけるものとなっております。